
放送人権委員会決定 第74号
「大縄跳び禁止報道に対する申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

「大縄跳び禁止報道に対する申立て」 に関する委員会決定 — 見 解 —

申立人 東京都内在住 女性
被申立人 株式会社 フジテレビジョン

苦情の対象となった番組 『とくダネ!』
放送日時 2019年8月30日(金)
午前8時～9時50分のうち午前8時13分から8時35分

【決定の概要】	2ページ
本決定の構成	
I 事案の内容と経緯	3ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	3ページ
2. 本件放送の内容	3ページ
3. 論点	4ページ
II 委員会の判断	5ページ
1. 申立人とフジテレビの対立点	5ページ
(1) 取材経緯(承諾の有無)	5ページ
(2) 発言内容(「誘導尋問」と発言の「捏造」)	5ページ
2. 人権侵害	5ページ
(1) 肖像権の侵害	6ページ
(2) 「誘導尋問」と発言の「捏造」による人格権の侵害	6ページ
3. 放送倫理上の問題	7ページ
(1) 取材交渉を含めたインタビューの手法とその編集方法	8ページ
(2) 申立人に対する本件放送後の一連の対応	9ページ
III 結論	10ページ
IV 放送概要	11ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁	15ページ
VI 申立ての経緯と審理経過	16ページ

【決定の概要】

2019年8月30日に放送されたフジテレビの『とくダネ!』は、都内の公園で近隣の受験塾の生徒が大縄跳びをしながら歴史上の人物名などを暗唱していることに周辺住民から苦情があり、行政が大縄跳びを禁止する看板を立てたことなどを紹介した。申立人はインタビューを受けた周辺住民の一人で、「本を読んだりとか、集中して何かをやんなきゃいけない日だったりすると、ちょっとうるさいなと思って」などと答える場面が17秒にわたり放送された。

申立人は、日没後に犬を連れて公園を散歩中、突然、若い女性に背後から声をかけられ、放送局名・番組名や取材の趣旨を告げられず、撮影許可を明示的に求められぬままインタビューを受け、また大縄跳びは「一度も目撃したことがなく、理解に苦しむ内容」なのに「誘導尋問」され、あたかも迷惑しているかのような発言を「捏造」された、と主張している。「懇意にしている学習塾の批判にもつながり、非常に憤慨している」として、フジテレビに対して「捏造に対する謝罪と意見の撤回」を求めて、BPO放送と人権等権利に関する委員会に申立書を提出した。

一方、フジテレビは、取材したディレクターが2度にわたり「フジテレビ、とくダネ!です」と伝え、「(大縄跳びを禁止するという)看板について取材しているのですが」などと断ってからインタビューと撮影を開始したのであり、申立人は撮影・放送(いわゆる「顔出し」を含む)を承諾していた、また「誘導尋問」はしておらず、インタビュー内容も加工せずそのまま放送しており「捏造には該当しない」と反論している。

申立書などの書面とヒアリングを総合して検討した結果、委員会は、撮影・放送それ自体に対する申立人の承諾がなかったとまではいえず、また質問者が本意でない答えを強いるという意味での「誘導尋問」や「捏造」があったと断定することもできない。本件放送が申立人の肖像権など人格権を不当に侵害したと判断することはできない。同じ理由で、取材交渉を含めたインタビューの手法とその編集方法についても、放送倫理上の問題があったと判断することはできない。

ただし、本件放送のような、通行人が予期せず声をかけられる種の街頭インタビューの場合、被取材者の大多数は申立人のようにマス・メディアの取材・報道に不慣れであることから、取材者は放送局名・番組名をはじめ、質問の対象・趣旨などを取材に際して可能な範囲で説明し、かつ撮影した映像等の実際の使用についても本人の意向を明確に確認しておくことが望ましい。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

対象となったのはフジテレビの『とくダネ!』。2019年8月30日の放送で、都内の公園において大縄跳び禁止の看板が立てられた話題を取り上げ、近所の受験塾が生徒たちに暗記手段として大縄跳びをしながら声を出して歴史を覚えさせていることに周辺住民から苦情があり、行政が公園での規制を始めたことを紹介した。番組は、周辺住民数人をインタビューし、その中の一人として申立人が、「本を読んだり、集中して何かをやる日には、ちょっとうるさいと思う」などと答えた場面を放送した。

この放送に対して申立人は、犬の散歩中に突然見知らぬ女性からマイクを向けられ、大縄跳びの騒音問題について聞かれた。「一度も目撃したことがなく、理解に苦しむ内容」なのに誘導尋問された発言を、勝手に放送に使われた。「内容的に、懇意にしている学習塾の批判にもつながり、非常に憤慨している」として、フジテレビに対して「捏造に対する謝罪と意見の撤回」を求めて、BPO放送人権委員会に申立書を提出した。

これに対してフジテレビは、誘導尋問との指摘について、インタビュー映像には誘導尋問をする場面はないと反論するとともに、インタビュー内容を加工せずそのまま放送しており「捏造には該当しない」と主張した。

第277回委員会で、本件申立ては委員会運営規則第5条（苦情の取り扱い基準）に照らして、審理要件を満たしていると判断し、審理入りすることを決めた。

2. 本件放送の内容

本件放送は、都内の小さな公園で「フォード、カーター、レーガン、ブッシュ、クリントン、ブッシュ、オバマ、トランプ」と、集団で大縄跳びを行いながら、歴代アメリカ大統領の名前を暗唱する受験生らのシーンで始まる。続けて「近隣の迷惑です。大縄跳びはできません。」との公園管理課による看板が示され、「いったいなぜ大縄跳びは迷惑なのか」というナレーションに続き、スタジオのキャスターが「呪文を唱えながら大縄跳びをしているように見えた」と切り出し、「意外な禁止理由が見えてきました」とVTRへ導く。

VTRは、この公園の看板についてツイッターに投稿があったことから始まる。公園は繁華街にあり、マンションが林立し囲まれた立地状況が取材ディレクターによって説明される。大縄跳びの撮影者が公園近くの世界史専門の受験塾塾長であることが紹介され、塾長は世界史暗記の方法としてこの大縄跳びに行き着いたと述べる。「世界史を修めれば見えないものが見え、先が拓けます。」という受験塾ホームページの記載

や有名大学合格者実績数が表示される。大縄跳びを行いながらの例として、台湾歴代総統や中国・唐王朝の皇帝の名前を次々に口にして暗記する受験生らの姿が示される。

「暗記をできる限り楽しくやらせたい」との塾長の意図が伝えられる。声出して動いているので覚えるのも普通に覚えるよりも早い、偏差値でいうと10ちょっとくらい伸びた、などの受験生の声も伝えられる。しかし、6月27日に禁止の看板が置かれ、先のツイッターの投稿者はこの塾長であることが明かされ、「公園が公園じゃなくなる」などの塾長の意見が紹介される。

これらの動きに対し複数の近隣女性住民の意見が顔出しで紹介される。「なんでもかんでも禁止するのはどうかな」「若い人が来て15分くらいやるだけだから気にならない」という大縄跳び擁護の声や、逆に「うるさいでしょ。ちょっと迷惑だなと思っていました」という意見に続き、犬と散歩中の申立人による「本を読んでたりとか、集中して何かをやんなきゃいけない日だったりすると、ちょっとうるさいなと思って」「その合間に騒いだりするじゃないですか、『できたー』とかなんとか、『きゃー』とかやってるから、結構ね、音は響きます」という意見が紹介される。公園の管理者に禁止の理由を尋ね、「大勢で大縄跳びをして騒音が発生するなど近隣住民から苦情があり、迷惑がかかるのでご遠慮いただきました」との回答を伝える。

VTR終了後のスタジオで番組スタッフらによるこの大縄跳び暗記法の実演があり、「気になんないけどね、おう頑張れよっていう感じで」などとキャスターが感想を述べる。この件は苦情に応じなくても良い、禁止すべきものではない、寛容さを失っている、などのコメンテーターの意見も紹介される。その後、広島県の国営公園での持ち込み禁止物のきまりがボードを使って説明され、「みんなのための公園と言いますけど、ではみんなのためとはどういう意味なのかをもう一度考えなくてはいけないかなという気がします」とこのコーナーが締めくくられる。

コーナー全体はCMをはさんで正味20分間、大縄跳び禁止の公園の部分は正味16分間、VTRは9分23秒、申立人のインタビュー場面は17秒だった。

3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

- 本件放送は申立人の肖像権・プライバシーを侵害したか
- 本件放送は申立人の名誉を毀損したか
- 本件放送に放送倫理上の問題はあったか

II 委員会の判断

1. 申立人とフジテレビの対立点

委員会の判断に移る前に、本件放送をめぐる事実関係について、もっぱら次の2点で申立人とフジテレビの主張が対立していることを指摘しておく。

(1) 取材経緯（承諾の有無）

申立人は、犬を連れて公園を散歩中、突然、若い女性に背後から声をかけられ、放送局名・番組名や取材の趣旨を告げられず、また撮影許可を明示的に求められぬまま、インタビューを受け、かつ放送されたと主張している（主張A）。

一方、フジテレビは、取材したディレクターが2度にわたり「フジテレビ、とくダネ！です」と伝え、「(大縄跳びを禁止するという)看板について取材しているのですが」「撮影なんですけど」と断ってからマイクとカメラをむけてインタビューと撮影を開始しており、申立人が拒否する姿勢を見せずに応じたことから、申立人は撮影・放送（いわゆる「顔出し」を含む）を承諾していたと考えた、と反論している。

(2) 発言内容（「誘導尋問」と発言の「捏造」）

申立人は、本件放送が取りあげた世界史専門の受験塾の生徒たちによる大縄跳びについては全く知らず、公園内の禁止表示も見なかったと主張している。申立人によれば、「ちょっとうるさいなと思って」など本件放送での発言は、「誘導尋問に近い形」で騒音について繰り返し質問されたため、別の塾の生徒たちが日本史の年号などを歌にして暗記していたことについて不承不承のべたものである。むしろ受験生を応援したい気持ちがあり、そうした肯定的な発言を繰り返したにもかかわらず、あたかも彼らに迷惑しているかのような発言を「捏造」された、と主張している（主張B）。

一方、フジテレビは、申立人の主張するような「誘導尋問」のようなことはしておらず、受験生を応援する発言はとくになかったし、申立人の発言は大縄跳びについてのものと認識したと反論している。

2. 人権侵害

申立書などの書面とヒアリングを総合すると、全体として申立人は、本件放送により各種の人格権を侵害されたと主張していると理解できるため、以下、(1)肖像権の侵害、(2)「誘導尋問」と発言の「捏造」による人格権の侵害、の有無について判断する。

なお、申立人は、塾生ら受験生の活動に対して肯定的な発言をくり返したにもかかわらず、「誘導尋問」により逆に彼らを「批判」するかのような発言を「捏造」されたことで、塾や近隣住民との今後の関係などに懸念が生じた、という趣旨の主張をしている。

しかし、申立人のヒアリングから、本件放送により本来とは異なる人柄を印象づけられたことは問題としているものの、社会的評価が低下したとは認識していないと判断できることから、「誘導尋問」と「捏造」は名誉毀損の問題としては扱わず、申立人に精神的な苦痛を与える人格権侵害の類型として扱う。

(1) 肖像権の侵害

肖像権は、承諾なしに容ぼう等をみだりに撮影・公開されない権利である。申立人の主張Aのとおりだったとすると、本件放送には肖像権にかかわる問題が生じる。しかし、すでにのべたように、この点をめぐり申立人とフジテレビの主張は完全に対立しており、またいずれかが明らかに整合性を欠いているわけでもないため、委員会は合理的な推論にもとづく事実の認定はできなかった。

その上で検討すると、申立人は学生の自主活動としての取材と理解してディレクターの質問に答えたと主張しているが、フジテレビによるインタビューだと認識していなかったとしても、取材・撮影そのものは拒絶していない。ディレクターは、公園を通りかかった申立人に直接マイクをむけている。距離・位置についてはフジテレビの主張と食い違いがあるものの、申立人は数メートル離れた場所で撮影していたカメラマンを認識しており、いわゆる「隠し撮り」をされているわけでもない。申立人が理解できるように放送局名・番組名や取材の趣旨を伝えたかどうかはわからないが、ディレクターが身分を偽ったわけでもない。

以上を総合すれば、撮影・放送それ自体に対する承諾がなかったとまではいえず、また承諾を得たと判断したフジテレビの認識が不当だともいい切れない。したがって、本件放送が申立人の肖像権を不当に侵害したと判断することはできない。

(2) 「誘導尋問」と発言の「捏造」による人格権の侵害

肖像権に関連して、主張Bのとおり、申立人は一度も目撃したことのない大縄跳びについて「誘導尋問」を受け、あたかも迷惑しているかのような発言を「捏造」され、受験生を応援したい真意とは正反対に彼らを批判する人物として放送された、と主張している。

本件放送が、本来とは異なる申立人の人柄を視聴者に印象づけ、申立人に精神的な苦痛を与えているとすれば、これも人格権の侵害にあたる可能性がある。

本件放送で申立人が発言する場面は17秒で、以下のとおりである。

本を読んでたりとか、集中して何かをやんなきゃいけない日だったりすると、ちょっとうるさいなと思って。

その合間に騒いだりするじゃないですか、「できたー」とかなんとか、「きゃー」とかやってるから、結構ね、音は響きます。

なお、フジテレビが委員会に提出した取材時の収録映像の書き起こし（上述の発言部分を含め3分20秒）の真実性についても、両者は真っ向から対立している。申立人は、くり返しのべた塾生ら受験生の活動に対する肯定的な発言やディレクターと少し言い争う状況になった際のやりとりが削除されている、質問と回答の順序が作為的に入れ替えられている、などと主張している。フジテレビはそれらを全面的に否定し、書き起こしは、カメラを作動させた時点から収録した内容を、編集・省略などせず、網羅的に、かつ時系列的に記載したものだとして反論している。双方の主張を各種書面とヒアリングをもとに慎重に検討したが、やはりこの問題についても、委員会は申立人の主張する事実があったとは認定できなかった。

そこで検討すると、少なくとも本件放送で申立人が話す場面から「誘導尋問」を受けた様子はいかかえ、また発言部分については双方の主張に食い違いはないことから、「捏造」があったともいえない。本件放送はインタビューに答える申立人の姿を加工せずに映しており、発言を恣意的につなぎあわせるなどの改ざん、あるいは特定の箇所を過度に強調するような編集・演出をしているわけでもない。

申立人の発言が、結果的に本意とは異なる内容として放送された可能性は否定できないとしても、質問者が本意でない答えを強いるという意味での「誘導尋問」があったと断定することもできない。さらに、申立人の発言部分の内容から、「申立人が大縄跳びについて発言している」とフジテレビが考えたことが明らかに不合理とまではいえない。

以上を総合して考えると、本件放送により、申立人が主張するような人格権の侵害があったと判断することはできない。

3. 放送倫理上の問題

申立人の主張Aと主張Bは、放送倫理上の問題にもつながる。そこで以下、(1)取材交渉を含めたインタビューの手法とその編集方法、(2)申立人に対する本件放送後の一連の対応、の2点について判断する。

(1) 取材交渉を含めたインタビューの手法とその編集方法

「2. 人権侵害」で指摘したように、撮影・放送それ自体に対する申立人の承諾がなかったとまではいえず、また「誘導尋問」や発言の「捏造」があったと断定もできないことから、取材交渉を含めたインタビューの手法とその編集方法についても、委員会は放送倫理上の問題があったと判断することはできない。

ただし、本件放送の取材経緯と編集のありかたに関しては、今後の放送倫理を考える上で、見逃せない課題があると考えます。

まず、フジテレビ自身、ディレクターが自分の氏名や放送予定日を申立人に伝えていないことなど、「至らない点があった」ことを認めている。

さらに、日没後の公園をたまたま散歩中であった申立人にディレクターは背後から突然声をかけ、驚いたところでインタビューをはじめており、フジテレビが主張するように、仮に放送局名・番組名を取材交渉段階で伝えていたとしても、それだけで申立人がインタビューの趣旨などをただちに理解できるとは限らない。取材時のやりとりをめぐる主張が申立人と全面的に食い違っていることから、両者の意思疎通が十分でなかったことは明らかである。

本件放送のような、通行人が予期せず声をかけられる種の街頭インタビューの場合、被取材者の大多数は申立人のようにマス・メディアの取材・報道に不慣れであることから、取材者は放送局名・番組名をはじめ、質問の対象・趣旨などを取材に際して可能な範囲で説明し、かつ撮影した映像等の実際の使用についても本人の意向を明確に確認しておくことが望ましい。映像を加工せずに実際の放送で使用すること（いわゆる「顔出し」）についても、マイクとカメラをむけたインタビューに申立人が応じた事実だけをもってよしとせず、はっきりと本人の了解を得ておけば、本件の場合も紛争を回避できた可能性が高い。

確かに、被取材者の特性やインタビューの形態・趣旨などによっては、「放送による報道のための取材活動においては、通常、映像として使用することを前提として取材・撮影がなされるわけであり、取材対象者がカメラに向かってインタビューに応じることは、特別の理由がない限り、公表（放送）についても承諾していると解したとしても、直ちに不当であるとはいえない。」（委員会決定第24号「警察官ストーカー被害者報道」）との判断が、自由にして闊達な報道を守る意味で、なお重要であることにかわりはない。

しかし、近年のインターネット社会におけるSNSの普及に加え、個人情報保護意識の高まりなど情報環境の大きな変貌にかんがみれば、上記の判断をすべての取材に一律に適用できないこともまた明らかである。

次に、本件放送の編集のありかたについても、放送倫理上の問題があったとはいえないにせよ、主として以下の2点において、より慎重な姿勢を望む意見があったこと

を付記しておく。

第1は、仮にフジテレビが提出した書き起こしのおりのやりとりがあったとしても、受験生の声が聞こえる時間帯、季節、活動内容、暗記対象の科目などについて、申立人の発言と本件放送が紹介する塾生の大縄跳びには必ずしも合致しない点があることから、本件放送を作りあげる過程で、取材で得た素材を吟味して、番組スタッフ間で疑問をもち、それを解消する選択肢を考えることもできたのではないか、という意見である。

第2は、本件放送のような公園での騒音といったテーマは、ときに近隣住民同士の関係に思わぬ影響を及ぼしてしまうことがあるため、とくに「顔出し」で批判的な声を紹介する場合には、発言の真意を慎重に確認しておく必要がある、という意見である。

(2) 申立人に対する本件放送後の一連の対応

最後に、本件放送後に申立人が訂正・謝罪を求めた際のフジテレビの対応について、放送倫理上の観点から考える。

申立人は、2019年9月13日にフジテレビの代表者と面談した際、危機管理担当者が「一瞬の事だから、誰も気にしていないし、忘れちゃいますよ」という趣旨の発言をし、申立人が「じゃあ、大したことはない、という受け取り方をしているということですね」と尋ねると、「そうです」と返答し、これは一般人を利用することに躊躇も配慮もない不誠実な態度である、と主張している。

しかし、ここでも両者の主張は全面的に食い違っており、フジテレビはそうした趣旨の発言はしていないと反論している。「放送から1週間もたつと、視聴者は覚えていない」という旨の発言はしたが、それは、仮に申立人が求める謝罪・訂正をするのであれば、あらためて本件放送の内容について視聴者に説明し直さなければならない、という趣旨であったという。

言葉の行き違いがあったことは想像できるが、この点についても委員会は申立人の主張する事実があったと認定することができないため、放送倫理上の問題があったと判断することはできない。

上記以外のフジテレビの放送後の対応にも言及しておく、申立人から最初に電話で抗議を受けた2019年9月11日、局内の担当部署を通じて、ネット上に違法にアップロードされた本件放送の動画の削除申請をし、また削除されていることを確認し、その後、9月13日を含め3度にわたり申立人と直接面談し、議論は平行線に終わったものの、本件放送の趣旨や経緯を説明した上で、不快な思いをさせた点などについて謝罪している。また、情報制作局のプロデューサー会議で本件を報告した上、全スタッフに対し取材対象者に誤解を与えぬよう注意喚起している。これらの対応に

放送倫理上の問題は見あたらない。

Ⅲ 結論

以上のとおり、委員会は、本件放送に人権侵害、また放送倫理上の問題があったとは判断できない。

ただし、申立人のように取材・報道に不慣れな者が予期せず声をかけられる種の街頭インタビューでは、誤解やトラブルを招かぬためにも、放送局名・番組名はもとより、取材の趣旨などを取材に際して可能な範囲で説明し、かつ撮影した映像等の使用について本人の意向を明確に確認しておくことが望ましい。

IV 放送概要

提出されたDVDなどによると本件放送の概要は以下のとおりである

映像	音声
VTR	
大縄跳びをする生徒たち	「フォード、カーター、レーガン、ブッシュ、クリントン、ブッシュ、オバマ、トランプ」
看板「近隣の迷惑です。大縄跳びはできません。」	(Na)「これは(放送では地名)の公園で楽しそうに大縄跳びに興じる生徒の映像」 「突然、禁止の看板が立てられてしまった」 「いったいなぜ大縄跳びが迷惑なのか」 「取材を進めるとそこには予想外の理由が隠されていた」
スタジオ	MC「おはようございます。なにか呪文を唱えながら大縄跳びをしているように見えたんですが」「(都内の地名)の公園に設置された大縄跳び禁止の看板を見つけました。取材を進めると、騒音トラブルではなくて、意外な禁止理由がありました」
都内公園(放送では地名)の看板	ディレクター「あちらですね。『大縄跳びはできません』と書いてあります」
ツイッター接写	(Na)「この公園について5日前ツイッターに1枚の写真が投稿された。そこには、『近隣の迷惑です。大縄跳びはできません』。なぜこの公園で大縄跳びは禁止されてしまったのか」
大縄跳びをする生徒たち (テロップ) 2017年撮影	「フォード、カーター、レーガン、ブッシュ、クリントン、ブッシュ、オバマ、トランプ」
	(Na)「これは『とくダネ!』が入手した禁止される前に実際に大縄跳びをする生徒たちの映像。特段大騒ぎしているようには見えない」
公園の周囲	ディレクター「こちら今回問題となっている公園ですが、周りを見回すとマンションが立ち並んでいます」

<p>一般的な禁止事項が記された看板とそれとは別の大縄跳び禁止の看板</p>	<p>(N a)「公園(放送では地名)に行ってみるとどこにでもあるごく普通の公園。だが都心にあるだけあって目の前にマンションが立ち並んでいる。公園の中には禁止事項が書かれた看板が。そこにはボール投げや自転車の乗り入れなど大半の公園が禁止している項目が記されていた。</p> <p>そこでひととき目を引くのは…。</p> <p>大縄跳びを禁止する看板は目立つ場所に2つ置かれていた。</p> <p>いったいなぜ大縄跳びの禁止だけここまで強調しているのか。</p> <p>理由はこの大縄跳びの映像にあった。よく聞いてみると…」</p>
<p>大縄跳びをする生徒たち</p>	<p>「クリントン、ブッシュ、オバマ、トランプ」</p>
<p></p>	<p>(N a)「大縄を跳びながら生徒たちが口にしているのは、アメリカの歴代大統領の名前」</p>
<p>インタビューされる塾長</p>	<p>(N a)「『とくダネ!』はこの映像を撮影した人物を取材。すると意外な事実が浮かび上がった」</p>
<p></p>	<p>(塾長)「(暗記の)いい方法ないかなと思って。大縄に行きました」</p>
<p></p>	<p>(N a)「撮影したのは公園の近くにある塾の塾長。跳んでいたのは塾に通う高校生たちだったのだ」</p>
<p>塾のホームページ接写</p>	<p>(N a)「ここは大学受験用の世界史専門の塾で、ホームページには、こう記載されている。『東大2名、早慶上智32勝、センター満点5名。世界史を修めれば見えないものが見れ、先が拓けます。』」</p>
<p>大縄跳びをする生徒たち</p>	<p>(N a)「12年前に塾を開校した際、塾長が編み出したのが大縄跳びをしながらの暗記法だというのだ」</p>
<p></p>	<p>「フォード、カーター、レーガン、ブッシュ、クリントン、ブッシュ、オバマ、トランプ」</p>

	(N a)「映像に残されていたのはアメリカ歴代大統領だけではなく」
大縄跳びをする生徒たち	「蒋介石、蔣経国、李登輝、陳水扁、馬英九、蔡英文」
	(N a)「台湾の歴代総統の名前。さらに」
大縄跳びをする生徒たち	「李淵、李世民、高宗、則天武后、韋后、玄宗」
	(N a)「中国のかつての王朝・唐の皇帝の名前を口にする姿も」
	ディレクター「大縄跳びに行き着いた経緯は？」
塾長インタビュー	「暗記をできる限り楽しくやらせたい」
	ディレクター「跳びながらは先生独自のものか？」
塾長インタビュー	「そうですね」
	(N a)「リズムに合わせて全員で声を合わせる。これが効果的な暗記法なのだという。塾の休み時間の午後7時すぎ、公園に行ってこの大縄跳び式暗記法を実践していたというのだ」
塾に通う生徒①インタビュー	「楽しいんで実際に。声出して動いているので覚えるのも普通に覚えるよりも早い」
塾に通う生徒②インタビュー	「偏差値でいうと10ちょっとぐらい(伸びた)」
	(N a)「生徒たちからもよく覚えられると好評だという大縄跳び式暗記法。だが今年の6月27日、突然禁止の看板が置かれてしまったという」
塾長インタビュー	「公園が公園じゃなくなるなと思いました。自分は19時という時間は公園で多少音を出しても許容される時間かなと思います」
ツイッター接写	(N a)「実はこの看板写真をツイッターに投稿したのも塾長だった。看板が置かれて以降一度も大縄跳びを行っていないという」
(中略)	

塾長インタビュー	「基本ご迷惑をかけないっていう、音に関してもそうですけれど、場所に関しても皆さんにご迷惑をかけないっていうのがあるので」
	(N a)「気を使いながら行ってきたにもかかわらず、突然禁止となった大縄跳び。近所の住民はどう思っているのか」
近隣の人インタビュー① (顔出し)	「やってるからってすぐあれ (禁止) する。すべてうるさい、近所の苦情って。なんでもかんでもそうする (禁止する) のはどうか、と。お経かと思っていた」
近隣の人② (顔出し)	「大縄跳びをしているのを見たことは？」という質問に対して「見てますよ。若い人が来て15分くらいやるだけだから。気にならない」
	(N a)「すぐに何でも禁止してしまう公園の傾向について苦言を呈する声も」
	(N a)「しかし、その一方で」
近隣の人③ (顔出し)	「うるさいでしょ。ちょっと迷惑だわねと思っていました」 「縄の方？声の方？」という質問に対して「声、声、結構聞こえましたよ。非常識だよ、そんな時間に、と思いました」
近隣の人④ (※申立人 顔出し)	「本を読んだりとか集中して何かをやらなきゃいけない日だったりすると、ちょっとうるさいなと思って。その合間に騒いだりするじゃないですか、『できたー』とか『きゃー』とかやってるから結構音は響きます」
(後略)	

V 申立人の主張と被申立人の答弁

	申立人	被申立人（フジテレビ）
主たる主張	◆8月29日午後10時頃、犬を散歩中、見知らぬ若い女性から突然公園内でマイクを向けられた。その際、テレビ局名も番組名も言われなかった。	◆ディレクターの記憶によれば撮影前に2回「フジテレビ、とくダネ！です」と伝え、「撮影です」と断った上で取材を開始している。 ◆申立人は、マイクとカメラを向けられた状態でインタビューに答えており、当然、撮影・放送されることを認識し、承諾していたものと思われる。
	◆質問は一度も目撃したことがない理解に苦しむ内容だったが、迷惑している、という誘導尋問に近い形でインタビューが終了した。 ◆友人から騒音被害を訴えていた、と知らされ驚いた。	◆「受験前になると語呂合わせで覚えている」などと、直接聞いたととれる発言をしており、「目撃したこともない」とは信じられない。 ◆インタビュー映像には指摘のような誘導尋問をしている場面はない。
	◆内容的に懇意にしている近所の学習塾の批判にもつながり、自分の知らないところで勝手に映像を使われ非常に憤慨している。	◆ディレクターは、学生たちを応援しているといった発言は聞いていない。
放送局に求めること	◆捏造に対する謝罪と、意見の撤回。	◆放送箇所は、いずれも申立人の発言を加工せずそのまま放送しており、捏造にはあたらない。
	◆地元でビジネスをしている関係上、「塾に文句を言っている」という立ち位置の放送が真逆でネガティブであり、すべての人たちにその内容を撤回して説明して欲しい。	◆申立人との面談時に、放送で不快な思いをさせたことを謝罪した。

VI 申立ての経緯と審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2019年8月30日	フジテレビが当該番組を放送
9月13日	申立人、申立書を提出
2020年1月10日	フジテレビ、委員会に「経緯と見解」提出
1月21日	第277回委員会で審理入り決定
2月 6日	フジテレビ、委員会に「答弁書」提出
2月18日	第278回委員会で審理
3月10日	申立人、委員会に「反論書（主張書面）」提出
3月17日	第279回委員会で審理
3月31日	フジテレビ、委員会に「再答弁書」提出
4月21日	新型コロナウイルス対策で委員会休会
5月19日	第280回委員会で審理
6月 3日	起草準備委員会 論点整理・質問作成
6月16日	第281回委員会で審理
7月21日	第282回委員会でヒアリングおよび審理
8月 7日	第1回起草委員会
8月18日	第283回委員会で審理
9月 4日	第2回起草委員会
9月15日	第284回委員会で審理、「委員会決定案」了承
10月14日	「委員会決定」通知と公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	奥	武	則
委員長代行	市	川	正 司
委員長代行	曾	我	部 真 裕
委員	紙	谷	雅 子
委員	城	戸	真 亜 子
委員	國	森	康 弘
委員	二	関	辰 郎
委員	廣	田	智 子
委員	松	田	美 佐
委員	水	野	剛 也